

**■第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等
第3回専門ワーキンググループ**

日時：令和7年11月4日（火） 14時00分～16時00分

場所：長野県長野合同庁舎 501会議室

1 開会

(事務局：長野県児童相談・養育支援室)

ただいまより、「第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等第3回専門ワーキンググループ」を開催いたします。進行は、児童相談・養育支援室が行います。

はじめに、本日家庭のご事情により萱津座長はご欠席となります。座長代理として、児童相談・養育支援室の小川室長が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議については、個別事例にご発言が及ぶことも考慮いたしまして非公開とし、資料と個人情報を除いた会議録を後日県のホームページに公開いたします。

また、議事録作成のため、会議を録音させていただきますのでご承知おきください。

それでは、ワーキンググループ開催にあたりまして、酒井こども若者局長からご挨拶を申し上げます。

2 こども若者局長挨拶

こども若者局長の酒井でございます。

本日は、皆様大変お忙しい中、本専門ワーキンググループにご出席いただきありがとうございます。

これまでの経緯を振り返りますが、8月22日に開催いたしました第2回専門ワーキンググループでは、第1回専門ワーキンググループで整理した「課題」や「今後の取組」に対する「取組内容案」について、ご熱心にご議論いただきました。様々な方面からのご意見をいただき誠にありがとうございました。

10月15日には、令和7年度第2回長野県男女共同参画審議会が開かれ、第2回専門ワーキンググループでご議論いただいた内容を萱津座長にご報告いただいたところです。

今回は、第3回の専門ワーキンググループということになりますが、前回ご議論いただきました内容を踏まえ、第6次長野県男女共同参画計画に盛り込む具体的な取組施策を当計画の別冊という形でまとめており、事前に皆様方にもお配りさせていただいているところでございます。

今回が計画策定前における最終回となりますので、第6次長野県男女共同参画計画のよりよい策定に向けまして、専門のお立場から引き続き議論を深めていただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者については、お手元にお配りしている出席者名簿のとおりとなりますので、ご確認いただければと思います。

(※資料確認)

それでは議事に入ります。小川室長、進行をよろしくお願いいたします。

3 議事

(小川室長)

それでは、萱津座長に代わりまして進行を務めます児童相談・養育支援室長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

第3回の今回は、人権男女共同参画課から「第6次長野県男女共同参画計画の素案について」、続いて事務局より「計画の別冊案について」それぞれご説明をさせていただきます。それでは説明をよろしくお願いいたします。

(人権・男女共同参画課)

※資料1～3について説明

(事務局)

※資料4について説明

(小川室長)

資料の説明は以上ですので、ご審議をいただきたいと思っております。

資料4の具体的な取組施策については、第2回専門ワーキンググループ及び第2回男女共同参画審議会等での意見を踏まえ、取りまとめております。

最初に、基本テーマI「広報・啓発」についてご意見等がございましたらお願いいたします。

(出澤構成員)

論点がずれてしまうかもしれませんが、教育がとても大事だと思います。

そこで、誰に教育をすれば一番いいのかということになりますが、子どもたち向けだとすると、具体的でわかりやすい人形劇などがありますが、まずは大人がどれだけその知識を認知しているのかということだと思います。

行政でいえば、市町村という小さな単位でどうなのかということも含めて、具体的に方向性を示さないと、漠然と言われてもみんなが馴染めるようなテーマではなかったりするので、もっと対象と方法論を分析していただけたらいいかなと思います。

また、小さい頃からの積み重ねが大人になって出現することを考えると、子ども向けの教育にもっと力が入ってもいいかと思います。

(小川室長)

ご意見いただいたのは教育ということでしたが、他にいかがでしょうか。

(宮下構成員)

「②デートDV防止のための若年層や教職員等に対する教育・啓発の実施」が非常に重要だということは認識しているんですが、出澤さんがおっしゃったように具体的なことを考えると、例えば小学校と中学校ではカリキュラムがいっぱいいっぱいの中で、今回のような新しい広報・啓発活動を組み入れていくことは大変だと思います。

特に小学校で実施していくのはかなり大変だと思うので、もう少し具体的にどういうことをやっていただくかということ、学校側にも細かく示したり、教職員を対象にした研修の実施において、具体的にどういう機会にどういう話をしていくかということを示さないと、先生たちも混乱してしまうと思います。

また、市町村を通して公立の小・中学校、それから県を通して県立高校というのは比較的やりやすいと思いますが、例えば大学や私立小学校、国立の学校にどうやってアプローチしていくかということも検討していただく必要があると思います。

(山口構成員)

お配りした新聞記事ですが、佐久市の望月中学校で講演を行ったものです。

それに先立ち、佐久市内の教職員向け研修に講師として呼ばれ、「デートDVは人権侵害、教職員ができること、すべきこと」というタイトルで話をしました。

先生たちが子どもたちに対してデートDVに関する教育を行うことを期待するということではなく、先生たちに自分自身のジェンダーバイアスに気づいてもらい、「隠れたカリキュラム」という言葉がありますが、決められたカリキュラム以外に先生たちがジェンダーバイアスを持っているとアンコンシャスバイアスが再生産されてしまうということで、学校のジェンダー平等教育の場にしようということが一番の目的でした。

すると、男の先生たちが「目からウロコでした」と言ってくれて、「子どもたちが問題を抱えてしまった時に教職員としてどうサポートすればいいのかを学ぶと思って聞いていたら、そうではなく、自分のことだったということに気がついた」と言ってくださいました。

その研修に、望月中学校の教頭先生ともう1人の先生がいて、学校に帰って校長先生にとっても良かったと伝えてくれました。

そこで校長先生から、「中学校に来て子どもたちにデートDVのことを話してくれないか」という打診があり実現しました。

朝日新聞や信濃毎日新聞も取材に来てくれたので、二つの新聞に記事が載りました。

望月中学校では、月に1回校長の訓話の時間があるそうですが、その時間を使って話してほしいということで40分間話しました。

私たちアウェアが全国的に展開しているのは、1時間半のプログラムですが、40分でも子どもたちにハッと気がついてもらうようなプログラムをやることは可能なので、県として各小中高大全てにおいて、必ず1年に1回は、できれば台湾のように毎学期やるというように奨励していただきたいと思います。どんな時間でも工夫すれば時間は生み出せると思います。

県が予算をつけるなり、市に予算をつけるよう奨励したりしていただければ、私は可能じゃないかと思います。

子どもたちに気がついてもらうことが一番だと思います。被害者や加害者にならないというだけでなく、何もしない傍観者にならないようにというのも目的になります。

子どもたちは大人には相談しません。DVの被害に遭ったり加害をしたりして問題を抱えても、大人や先生には相談しないんです。

子どもたち全員がデートDVとは何かということをつかっていると、2次被害を生み出したり、余計深刻な状況に追いやってしまうことにもなりうるので、子どもたちには何もしない傍観者にならないという教育も大事なかなと思います。

その結果、ジェンダー平等を目指す市民に成長してもらいたいなと思います。そこまで念頭に置いて私たちは実施しております。

(人権・男女共同参画課)

貴重なご意見ありがとうございます。

出澤さんがおっしゃることは、ライフステージに応じたDV防止教育が、子どもと大人それぞれに必要なかという趣旨だと理解しております。県内の小中学校で子どもたちに対して教育していく一方、大人向けにはインターネットなどを使った情報発信という、ある意味ローラー作戦的なものにはなってしまいますが、そうしたターゲットを絞った対応をしていくことが必要かと思っております。

宮下さんから指摘いただいた学校の種類の件ですが、これも大事な視点だと思っております。男女共同参画センターでは、DV防止啓発講座を中学と高校合わせて年間10校弱を対象に行っておりますが、県立高校に加えて日本ウェルネス長野高校や俊英高校などの私立学校にも講師を派遣しております。そうした様々な学校への対応というものも、今後も引き続きやっていかなければいけないと考えております。

最後に、学校教育の中で教えることがたくさんある中で、どういった教育を行うのかというお話についてです。本日教育委員会が来ておらず恐縮ですが、教育委員会の心の支援課の「学校人権教育実態状況調査」というものがあります。令和6年度の調査結果において、小中学校の個別の人権課題に関する学習の取組状況は、複数回答可で、「障がい者に関すること」が90.7%、「子どもに関すること(いじめ含む)」が88.8%、「男女共同参画に関すること」が66.2%、それぞれ学校で実施しているというデータがございます。

このように、各学校で人権教育に取り組んでいただいておりますので、その中で取り組み、理解を深めていくという手法になるかと考えております。

(小川室長)

他にこの広報・啓発についてご意見等がございましたらお願いいたします。

(山口構成員)

校長先生を含む学校の管理職の中で、子どもたちのデートDVに関する実態をよくわかってらっしゃらない方が結構います。「うちは進学校ですから、そんな問題はありません」や「うちは男女交際を禁じてますから、そんな問題ありません」と言われます。このように、子どもの実態を知らない管理職の方も実はいらっしゃるので、ぜひこのデートDV防止教育がいかに大切なものか、子どもたちが生きる力を得るための人権教育だということを、例えば校長会などで、ぜひ職員の皆さんからでもアピールしていただきたい、理解を求めていただきたいと思います。

アウェアでは全国に研修を受けた実施者がいますので、年間3万人以上の子どもたちにプログラムを提供しています。実施機会を増やす努力というのをぜひ県の皆さんにお願いしたいと思います。

(宮下構成員)

DVとデートDVの定義のところ、違和感は全くないんですが、この困難な問題を抱える女性を24時間体制で保護していくという点から考えますと、同一家庭内暴力ということですから、現在進行形の交際相手というのはありますが、元配偶者や元交際相手はどうでしょうか。

深刻な事例の中では、元交際相手や元配偶者に対するものが多いです。ただこれを前面に持ってきてしまうと、ストーカー的な話題ということで論点がずれてしまうのかなとも思います。しかし、元配偶者からの暴力を受けて逃げている女性に対して支援の手を差し伸べることもおそらく入るのかなと思うので、強調していただく必要はないですが、書いていただいた定義が現在進行形の交際相手やカップルに限られてしまうような印象を受けました。

(事務局)

今回の資料では、国のDVに関する定義を用いております。記載はございませんが、元配偶者や元交際相手への暴力も含まれますので、追記を検討したいと思います。

(山口構成員)

DVの定義については、「配偶者等への暴力」という言い方に変えていただき良かったなと思います。

国も現在第6次計画の策定中で、私は公聴会に出たり、素案へのパブリックコメント募集にも意見を出しました。素案をよく読むと、今まで「配偶者への暴力」という言葉がなかったのが、

今回は何回も出てきています。

「配偶者からの暴力」というと、加害者の存在に焦点が当たらないんです。暴力をふるう人がいるから被害者が生まれるわけです。

ですので、加害者へフォーカスをする、軸足を加害者対策に移すということがとても重要で、それが世界の主流な考え方です。

日本でも、内閣府はやっと「配偶者への暴力」と言い出しましたが、「等」はまだ入っていません。

ぜひ県には、ありとあらゆるところで変えていただきたいです。法律の名前を言うときはしょうがないですが、様々なところで「配偶者等への暴力」と言い換えることはできると思うのでお願いしたいです。

(小川室長)

その他はいかがでしょうか。よろしければ次の基本テーマII「支援体制整備・強化」についてご意見を伺えればと思いますのでお願いいたします。

(山口構成員)

柔軟な一時保護など本当に入れてほしい言葉が散りばめられていて良かったと思いますが、待遇の改善についてはいかがでしょうか。

会計年度任用職員や支援員たちの経済的な基盤が保障されていません。審議会でも何度か意見として言っていますが、いかがでしょうか。

正規雇用としてちゃんと将来的に保障して頑張ってもらえるようにするのは難しいのでしょうか。

(事務局)

県全体で、会計年度任用職員かつ専門性が高い方については、正規化を検討していると承知しています。去年も消費生活センターを統廃合する中で議論があり、かつ他の職域でも同じような議論は進んでいますが、正規化については、専門性や継続的な仕事であるなどいろいろ加味しながら検討しているところです。ただ、女性相談支援員等の皆さんが非正規・会計年度任用職員のままでもいいという固定化はなされておらず、今議論しているのが県の動きとしてあります。

また、処遇改善には身分の保障面と待遇面があり、待遇面については5年前と比べた場合に、期末手当及び勤勉手当が適用になったり、人事院勧告と一定程度連動する中で、相当程度の改善がされていると思っております。

計画の中に処遇改善ということはどうやって入れるのかについては、予算を伴うものがあるので、慎重にご意見をいただきながら考えていかなければいけないし、山口さんがおっしゃるとおり、課題であるということとは言えると思っております。

(山口構成員)

ありがとうございます。継続的によろしくお願いいたします。

(小川室長)

①から④までは前回や前々回で案をお示ししましたが、⑤は先ほど説明したとおり、今回新たに加えた部分ですので、何かご意見等あればお願いいたします。それ以外でも結構です。

(山口構成員)

⑤の案が落ちていたのが意外でしたが、入れていただいて良かったです。でも、ここに書いてある内容では全然足りないと思います。

産むにしても産まないにしても、思いがけない妊娠をした女性にはいろいろな課題があります。こちらに記載の内容より手厚い支援が必要だと思います。例えば経済的なことや育てられない場合、産んだら養子に出すなどです。子どもを預ける病院が引き取るようなこともあったり、もっと様々な取り組みが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今の「にんしんSOSながの」の事業の中でも、ここには記載はないですが、山口さんがおっしゃられたとおり、特別養子縁組の斡旋や紹介を行っております。また、経済的な支援という部分についても、「にんしんSOSながの」だけでなく「まいさぼ」や福祉事務所などと連携をして支援につなげるなどの対応をしております。今現在もやっておりますが、ここに全部そのような項目や事業内容を書くのもスペース的な問題がありまして、このような記載をさせていただいております。

(出澤構成員)

少しでも具体的なところがあつた方が理解はしやすいと思います。

例えば、活動の中で、こういうこともしてるし、ああいうこともしてるんだけどというのが全体的に見えないので。

(事務局)

「等」というだけでは、なかなかそのイメージがつかないということですね。

(出澤構成員)

対子どもに対してですね。

(宮下構成員)

そのとおりだとは思いますが。

ただ、例えば、特別養子に出すかどうかということは、やはり本人の意志というのが非常に重要なわけです。そういうことも含めての相談であり、こういうことができますということはある程度例示しておいて、皆が相談支援の中に入ってくるのかなと思います。

細かく書いた場合、逆にかえって出産した女性の意思を縛ってしまったり、そのときに落ち着いて対応しても、後で行政にこんなことさせられたという意見が出てくることもありますので、相談の中で個別に対応することはあっても、計画の中ではあまり明記しないと考えてもいいのかなと私は思います。

(小川室長)

その他にご意見ございますか。

(竹内構成員)

②番で、「一時保護（委託）施設の利用者及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実を図ります」とありますが、現場としては重要だなと思っています。委託を受ける側としてもやっぱり心のケアという点で、施設側で委託されている間のみ行うのか、児童相談所と協力しながら行えばいいのかなど、常に不安に思っている点でもあります。この辺について、具体的な方法があれば教えて欲しいです。

(長野県女性相談支援センター)

女性相談支援センターの下田と申します。

女性相談支援センターでは、同伴児童の有無や母子関係、その後の方向性などを考慮し、当所で保護するのか、委託でお願いするのかを検討しております。

その中で、現状の心のケアという点で、女性本人の心のケアについては当所に入所の場合、在宅の心理士にお願いして、心理面接等を実施しております。しかし、同伴する子どもたちの心のケアまでには至ってないというのが現状になっております。また、委託先に女性本人の心のケアまでお願いできるという現状ではございませんので、記載されている支援の充実を図るということは、心理職の人材確保を含めての課題もあるという認識です。

(竹内構成員)

委託を受ける施設側とすると、DVで保護されたお子さんに関してもそうでなくても、生活を変えなければいけないという中で、お子さんたちに対する心のケアはすごく大切ななと思います。また、新しい支援の内容は出てくるのかなというふうに思います。

(事務局)

もし具体的に、例えばこういう専門性がある人が相談に乗った方がいい、こういう方法でやった方がいいなどありましたらご提案いただけるとありがたいです。

(竹内構成員)

具体的にこういう方法でやった方がいいというところはないですが、入所もしくは一時保護で来る子どもの様子を見ていますと、生活や学校の変更を余儀なくされ、精神的に危険かなと思う部分もあります。

たとえば、当施設が3ヶ所目の避難先で、お子さんに対して心理的ケアをしても良いのかなと思いますが、次の場所に行くのであれば、一時的に当施設の心理士がかかわっても継続ができなかったり、医療機関に繋がらなかったという課題があります。

(事務局)

市町村の福祉分野との連携とかになるのでしょうか。出澤さん、ご意見ございますか。

(出澤構成員)

短期入所での対応は難しいと思います。長期であれば心理士が腰を据えて対応できますが、短期間の入所の場合は難しいです。その後暴力的になったり、いろんな反応が出てくるだろうな、どうすればいいんだろうと今考えてたところではあります。

例えば、在籍校の先生から、「今どうしてる?」「元氣してる?」という声掛けがあったら嬉しいかなと思います。

(竹内構成員)

一時保護委託中であれば、外部との連絡は取れなくなってしまうということで、父親もしくは夫から身を守るといふところと心のケアの両立は難しいです。児童虐待になると児童相談所が介入するため、一時保護となると継続性は取れないかなと思います。

(出澤構成員)

接触する人がみんな一時的になってしまうんです。なにかトータルで対応できる方法論があればいいなと思います。

(山口構成員)

③番の「DV加害者プログラムの推進(被害者の保護以外のアプローチ)」と入れていただいて大変よかったなと思ってますが、もうちょっと内容を充実させて書いていただけたらなと思います。

「実施団体等との連携を図る」と書いてありますが、プログラムの実施団体だけでなく、司法関係者にもDVや加害者について研修を受けてもらうということが必要だと思います。児童虐待防止法には、「DVは子どもに悪影響がある」「DVは児童虐待である」とはっきり書かれています。しかし、それが現場では広まっています。

子どもには暴力をふるっていないんだから、夫婦の問題は親子の問題と一緒にしてはダメだと

言われます。共同親権や面会交流が進んでしまっている現状があり、被害者が苦しめられているケースが多発しているようです。

これから共同親権はどんどん出てきます。おそらく共同親権の条件として、加害者プログラムを受けるようにというのが出てくるのではないかと思います。その受け皿が何もない状態なので、警察などと連携して、手厚いものにしていただけたらと思います。

(事務局)

DV加害者プログラムについて、おっしゃる通りのところかとは思いますが、正直こちらも手探りの部分があり、幅広い観点から「体制整備」という言葉遣いをしています。

DV加害者プログラムを実施し実効性を上げていくためには、女性支援の部署はもちろん、児童相談所や警察など児童虐待に関する案件が持ち込まれるところにもしっかりと周知を図って、知っていただくような体制作りというのは進めていく必要があると検討の中でも出ておりますので、今のご意見も踏まえた形で今後の取り組みについて考えていければと思います。

心のケアについてですが、転々とされるケースがあるというところで、特に一時保護については、長期的な対応が難しいというのは大前提としてございます。

一つには、先ほどの心理士の対応について、予算等の有効な活用というのがあります。対面だけではなく、今ウェブも場合によっては使えたりしますので、そういった観点で心理教育的なところも含めて、次に繋がるようなお話をお伺いするということが一つ考えられるかとは思っております。

他には、心理士に繋がる先を増やすということも考えておりますので、少しずつ進めていければと考えております。個別ケースの対応という部分では、トラウマインフォームドケアの実施を考えており、心のケア全体を底上げしていく点で取り組んでいければと思います。

(小川室長)

その他なければ、基本テーマⅢの「連携強化」についてご意見いただければと思います。

(出澤構成員)

「市町村の支援体制づくりへの支援」というところで、市町村の計画はほとんどの割合でできているんですか。

(事務局)

計画の策定ということであれば、成果指標のところにあるんですけども、DV防止については56市町村が計画策定済みです。女性支援基本計画については、令和6年度からの取り組みになるので、令和6年度末時点で9市町村のみが策定しております。

今年度下諏訪町が策定予定で、8年度以降も4市町村が策定をする予定ということで聞いております。まだ策定の予定がない市町村に関しましては、記載のとおり1年に1回ある会議の場で、

現計画を更新する際に一緒に女性支援計画も作っていただくなど推進していこうと思っております。

(出澤構成員)

大きな市町村は人材もあるし、労力もあると思うんですけど、小さい市町村については本当にできるんだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

女性支援計画を策定済みの9市町村の内訳としましては、四つの市、一つの町、四つの村となっております。村でも頑張っていたいてるところはございます。困難女性の計画策定に関しては、会議での謝金やニーズの調査などの部分に国の補助金使えるため、その部分も同会議でお示ししようと考えております。

(出澤構成員)

県民にとっては市町村がやっぱり一番身近だと思います。困った時にSOSを発信できる先は市町村で、市町村が最初に発見しやすいということもあるので、そういう意味では女性支援関係者の研修というのも大事になってくるんだろうなと思います。

(小川室長)

その他はございますでしょうか。

(出澤構成員)

教育委員会との業務の連携というのはどのようなものなのでしょうか。

DVや被害者支援について、どのくらいの教員の方が理解を持っているのかなと気になります。

(事務局)

最も関わりがあるところについては、基本テーマIの「広報・啓発」の部分かと思えます。

特にDV及びデートDVの防止について、子ども向けに関しては、「性被害防止教育キャラバン隊」というものがございます。内容としては、全小中高に希望を取って、性被害防止教育をできる講師を派遣しているものになります。令和6年度に関しては、長野県全体小中高650校程度ございますが、そのうち141校に派遣しております。

他には、教職員を対象としたものとして、県警職員が講師となり、学校安全・防犯教育研修会で、デートDV防止や性被害・性加害の話をしております。

加えて、生命(いのち)の安全教育研修会で教職員やスクールカウンセラーを中心に約500名に対してデートDV防止の講義をしております。このように、教育委員会とも連携をしながら広

報・啓発を推進しております。

(人権・男女共同参画課)

今の点に補足させていただくと、男女共同参画審議会には県立高校の校長先生にも1人委員として入っていただき意見を頂戴しております。また、県側で教育委員会にも出席してもらい情報を共有しております。

(山口構成員)

協働する民間団体等の数というのは、現状が0団体となっているんですが、いないんですか。

(事務局)

令和6年度については0団体となりますが、令和7年度に関しては1団体に補助金を出して協働を行っています。

今後に関しても、トラウマインフォームドケアの講義を民間団体に依頼して協働を図るなど、令和12年度には6団体に増やしていこうという取り組みで考えております。

(山口構成員)

私は、2年前に東京からの佐久市に移住したのですが、東京には様々な方が様々な取組をやっている一方、長野県で0団体というのは信じられません。きっと協働できる団体はいるに違いないと思っていますが、県に情報が届いていないだけではないでしょうか。研修をするから来てくださってというだけでは、集まらないのではないかと思います。

(事務局)

「協働する民間団体」という定義ですが、1回だけ研修に参加してもらおうというような限定的な関わりではなく、持続的に県の施策に対して一緒に取り組んでもらう民間団体ということを考えております。

(山口構成員)

民間団体が継続的にやっていくには外せないのが資金なのですが、それも検討には入ってくるわけですか、予算もつけるということですか。

(事務局)

令和7年度から民間団体との協働として補助事業というのも始めておりますので、そういった意味では、今年度からやっております。また、来年度以降も予算要求して継続していく予定でございます。

(山口構成員)

ちなみにいくらの補助金額ですか。

(事務局)

県のホームページでもご覧いただけますが、約1500万円です。

(山口構成員)

それは全て使われているんですか。

(事務局)

それ以上に実際はかかっていると伺いしておりますので、全額使われる予定です。

(出澤構成員)

民間団体の名前とどんな活動をしているかということ把握する機会もあまりなかったかと思います。山口さんがこのようにお話しすれば把握はできるんですが、そのように知る機会があったらいいなと思います。

そうすれば、お金の大小や時間の長短等いろいろな利用の仕方が決められるかなと思います。まず知ることが大切です。

(事務局)

「連携強化」の部分にも記載しておりますが、「支援調整会議の設置」というのが国で定められまして、県では必置となっております。その中で、個別ケースや担当者会議という区分けがあり、実際に市町村の方や民間団体にもエリアごとに集まっていただいて、横の連携を広げるということで進めていくことになっております。現状全てのエリアでできているわけではないんですけども、そこを広げていくことも考えております。

(人権・男女共同参画課)

補足をさせていただきたいと思います。

資料2の第6次長野県男女共同参画計画素案、30ページの「c.広報・発信の充実」の施策1として、「男女共同参画の推進に資する好事例等の情報の積極的な発信」をいれております。DV防止や女性支援も含めた様々な良い取組をまとめ、好事例として情報発信することについても今後取り組んでいく、ということが広域を所管する県の役割かと思えます。

(小川室長)

資料4の全体を通して漏れがございましたら、ご意見いただければと思います。

(山口構成員)

第6次長野県男女共同参画計画の素案に、「ジェンダー平等教育」という言葉が入りましたが、DV防止・女性支援計画の部分には入っておりません。DVはジェンダーに基づく暴力なので、ジェンダー平等教育もできれば入れてほしいと思います。

(事務局)

計画全体の整理として、男女共同参画計画にDV防止及び女性支援計画が今回から含まれることになっております。第2回計画ワーキンググループでも申し上げましたが、ジェンダー平等教育に関しては、先ほどの人権男女共同参画課から話がありましたとおり、男女共同参画計画本体の重点目標3に全体として記載がございます。いくつかの教育の取り組みということで、全体として進めた上で、DV防止や女性支援の個別計画では、今ご議論いただいている施策が連動する形で効果を上げていくというのが基本的な考え方となります。ジェンダー平等教育を無視しているというよりは、むしろDV等々に限らずジェンダー平等の部分が根底にあって、そこに女性支援の個別的な取り組みを加えていくという形で計画を作っております。

(山口構成員)

ありがとうございます。

(小川室長)

その他はよろしいでしょうか。

第6次長野県男女共同参画計画の素案の部分もご説明をさせていただきましたけれども、その部分も含めて全体的にご意見等があればお願いします。

(山口構成員)

資料4の基本テーマIIの④「自立に向けた住宅の確保や就業支援を含む経済的支援の充実」とありますが、これはすごく大事なことだと思います。入れていただいて良かったです。

女性が経済的に自立しにくい社会の構造があり、家事・育児などの無償の労働のほとんどを女性が担っています。そんな中、DVの被害を受けてもなかなか離れられないという状況があり、約7割のDV被害者が家にとどまるという選択をしています。

保護命令など申請する人は最初から少ないですし、経済的に自立するということが重大な課題だとは思いますが、何を言いたいかという、もうちょっと内容を膨らませていただきたいです。

計画にいろいろ書いていただいています、実際のところはどうかということが見えてきません。

(小川室長)

ここに書いてあるのは施策的なこととなりますので、具体的な事業や取り組みについては既に

始めているものもあれば、今後新たに始めるものもごございます。

(山口構成員)

では、具体的な取組を考える際に、ぜひその点も重点を置いてお考えいただきたいと思います。

(小川室長)

わかりました。その他はよろしいでしょうか。

(山口構成員)

基本テーマⅡの⑤「思いがけない妊娠」ということに、「思いがけない妊娠を迎えないように」というところまでは入らないのでしょうか。

(事務局)

当事業の委託先では、妊娠に係る総合的な教育に関して、教育委員会とも連携をしながら行っております。

まさに先ほどの教育にも関係してきて、性に関する部分についてもジェンダー平等と同様に、全体の計画と個別の計画の充実というところで連動しながら取り組みを進めていければと考えているところです。

(山口構成員)

思いがけない妊娠により困難な状況に置かれた女性への支援というのはわかりますが、その前の支援も大変重要だなと思います。そこも追加していただけるといいのかなと思います。

(事務局)

こども若者局でも取り組んでおりますが、一生の中でどのような生活をしていくかというライフデザインについてこういう形で組んでみましょう、困ったときにはこういう窓口がありますよという教育場面があります。全体としてそういったメッセージを学校現場でも発していただいていると思ってますので、今日皆様からもご意見いただいたように、思いがけない妊娠をしないような教育も大事だということについては教育委員会とも共有しながら、やっていきたいと思っております。

今の授業場面等で一定程度その部分については、先生たちも当然考えながらやっているのではないかなと思います。

(山口構成員)

教育を受けたり情報を得ても、そういう思いがけない妊娠をしてしまうということはあるため、そのとき先生たちは困ったり、苦しんだりします。

(出澤構成員)

経済的に困るんだよということを山口さんはおっしゃりたいような気がします、お金があればそんなに問題はないんだっていうところですかね。

(山口構成員)

ピルは高くて手軽に買えません。フランスは全て無料だといいます。

また、デートDVが起きている場合、性暴力が起きやすいですし、その結果思いがけない妊娠をしてしまうということに繋がってしまいます。だから、性教育でSEXや体に関して学んでも、親密な関係になってしまうと「避妊して」と言えなかったり、「避妊しなくていいだろう」と言われたりします。自己決定が出来ない関係になってしまうんです。

(宮下構成員)

この「思いがけない妊娠」というのは、性被害による妊娠だけを指していますか。

(事務局)

そうではないです。

(宮下構成員)

経済的な問題も含めてということですか。

(事務局)

そうです。

例えば、学校現場でそういう教育をしていれば全て大丈夫かといいますと、不登校の子どもや通信・定時制に通っていて学校からの性教育に関する授業場面が少なかったり、いろんな課題がある方がいらっちゃって、よく新聞でもそういった学校に繋がってない方が、思いがけない妊娠で困難をきたすような事例も報道されています。それについてはどうやって教育委員会や市町村と連携して、お子さんに必要な情報を伝えるかということは大事ななと思っております。

その点については現在模索中です。

(事務局)

全体的な教育という部分と妊娠に係る困難な状況に置かれるようなリスクが高い方に対しては、一つは、にんしんSOSの窓口の周知があると思います。

必ずしも妊娠したときだけではなく、妊娠前の方にも見ていただいて、気をつけていただけるよう情報を届けるという観点があります。学校等へのチラシやカードの配布も行ったたり、インターネット等を使って広く情報を届けるということも徐々にやっていかなければいけないと認識しております。

ですので、予防的な観点も含めて、ご案内をすることも考えております。

(小川室長)

その他はいかがですか。

この後の予定もございますので、本日の審議をここで一括りとさせていただきます。足りないことがございましたら、この後ご案内申し上げますが、事務局にご連絡いただくということでもよろしいでしょうか。それでは事務局に進行をお返しいたします。

(事務局)

構成員の皆様、様々なご意見・ご検討いただきまして誠にありがとうございました。

ワーキンググループとしては今回が最終回ということになりますが、追加で漏れ等があれば、11月12日(水)を目途として児童相談・養育支援室の担当宛てに電子メールで結構ですので、お知らせくださるようお願いいたします。

本日のご意見につきましては、資料4の形式に合わせる形で事務局にて整理をさせていただき、次回の男女共同参画審議会にて報告をして、共有をさせていただきたいと考えておりますので、ご承知おきください。

続いて、本日山口構成員から新聞の記事を共有いただいたところではありますが、先ほどDVが虐待だということで、広報・啓発の一環として、以前話のあった江戸川区と共同作成されたDVDを参考ということでお持ちいただきました。

15分程度のDVDということですので、参考にご覧いただき、本日のワーキンググループは終了させていただければと思います。

※DVD視聴

(事務局)

それでは最後になりましたが、今回が最後のワーキンググループということで、児童相談・養育支援室長の小川からご挨拶を申し上げます。

(小川室長)

構成員の皆様にはお忙しい中、本日を含め3回にわたり専門ワーキンググループにおいてそれぞれのお立場で、専門的な知見から貴重なご意見をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

本ワーキンググループは本日が最後となりますが、今後の計画の決定に向けて、本日含めていただいたご意見等を踏まえて、今後取りまとめていきたいと考えております。

構成員の皆様には、計画策定後の引き続きのお力添えをお願い申し上げますとともに、改めてこれまでのご助言等に対して感謝申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして第3回のワーキンググループを終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。